

令和 7 年度から適用される制度改正

（１）「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税 （令和 7 年度のみ）

- ▶ 令和 7 年度の個人市民税・府民税について、以下の対象者に限り、所得割額から定額減税額 1 万円が控除されます（申請等は不要）。ただし、控除額が所得割額を超える場合は所得割額を限度とします。
- ▶ 対象者は、以下①②すべてに該当する方
- ①令和 6 年中の合計所得金額が 1000 万円を超え、1805 万円以下で、所得割額のある方
※給与収入のみの場合、給与収入金額が 1195 万円超、2000 万円以下（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、1210 万円超、2015 万円以下）
- ②国内に住所を有する「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」を有する方
※配偶者自身の令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下
※「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」の判定は令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合にはその死亡の日）現在の状況によります。

（２）子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

- ① **子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ**
子育て世帯（19 歳未満の扶養親族を有する世帯）または、**若者夫婦世帯**（夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯）が令和 6 年に入居する場合には、令和 4 年・5 年入居の限度額が維持されます。
- ② **新築住宅の床面積要件の緩和**
新築住宅の床面積要件 40 ㎡に緩和する措置（合計所得金額 1000 万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和 6 年 12 月 31 日（改正前：令和 5 年 12 月 31 日）に延長されます。